

セキュリティ対策

ITシステム・サービスの開発や運用を外に委託する組織において、例えば標的型攻撃などのインシデントが発生した場合、関係する複数組織への被害拡大の懸念や原因究明の難しさがかねてより指摘されている。その

原因として、委託先間の情報セキュリティに関する取り決めについて責任範囲が不明確であることが挙げられている。そこで、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では責任範囲が明確にできない原因を明らかにし、対策を導き出すための調査「ITサプライチェーンにおける情報セキュリティの責任範囲に関する調査」を実施し、報告書をウェブサイトに（<https://www.ipa.go.jp/security/fs30/report/s/scrml/>）に公開した。

調査結果のポイントは次の通りである。

■「新たな脅威が顕在化する際の対応」について責任範囲の明記がない割合は8割

IT業務委託契約時、委託元が契約関連文書で明確にしているセキュリティに係る要求事項（責任範囲）を調査したところ、責任範囲が明確でない割合は6割、責任範囲が不明確な割合は20・1%で最も低い。8割は記載していることが分かった。またインシデントが発生した場合の対応も6割強は記載しているが、このような委託

元はインシデント発生時に迅速な対応が難しく、被害拡大、復旧遅延の可能性がある。

IT業務委託契約時、委託元からのセキュリティに係る要求事項に不明瞭な部分が残ってしまう場合に、委託先がなんらかの対応を調査したところ、企業の96・5%で用いられていた。

IT業務委託契約に関する要求事項（責任範囲）をどんな契約内容文書に記載しているかを調査したところ、最も多いのは契約書であり、回答した委託元企業の96・5%で用いられていた。

契約の責任範囲に注意

「新たな脅威が顕在化した場合の情報共有・対応」が20・1%で最も低い。8割は記載していることが分かった。またインシデントが発生した場合の対応も6割強は記載しているが、このような委託

元はインシデント発生時に迅速な対応が難しく、被害拡大、復旧遅延の可能性がある。

IT業務委託契約時、委託元からのセキュリティに係る要求事項に不明瞭な部分が残ってしまう場合に、委託先がなんらかの対応を調査したところ、企業の96・5%で用いられていた。

IT業務委託契約に関する要求事項（責任範囲）をどんな契約内容文書に記載しているかを調査したところ、最も多いのは契約書であり、回答した委託元企業の96・5%で用いられていた。

IT業務委託契約に関する要求事項（責任範囲）をどんな契約内容文書に記載しているかを調査したところ、最も多いのは契約書であり、回答した委託元企業の96・5%で用いられていた。

「新たな脅威が顕在化する際の対応」について責任範囲の明記がない割合は8割

IT業務委託契約時、委託元が契約関連文書で明確にしているセキュリティに係る要求事項（責任範囲）を調査したところ、責任範囲が不明確な割合は6割、責任範囲が不明確な割合は20・1%で最も低い。8割は記載していることが分かった。またインシデントが発生した場合の対応も6割強は記載しているが、このような委託

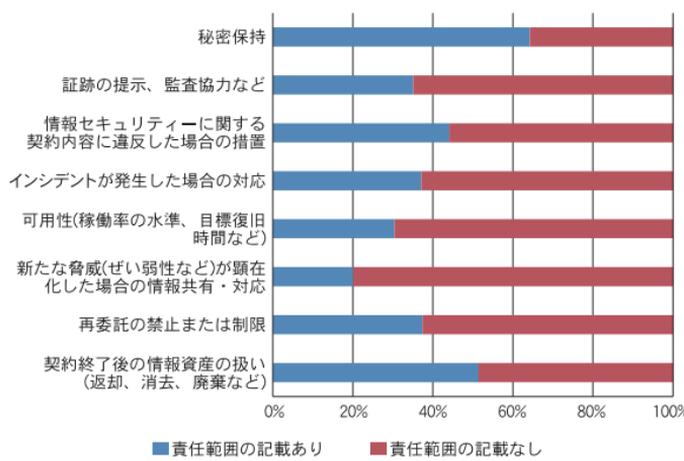
元はインシデント発生時に迅速な対応が難しく、被害拡大、復旧遅延の可能性がある。

IT業務委託契約時、委託元からのセキュリティに係る要求事項に不明瞭な部分が残ってしまう場合に、委託先がなんらかの対応を調査したところ、企業の96・5%で用いられていた。

IT業務委託契約に関する要求事項（責任範囲）をどんな契約内容文書に記載しているかを調査したところ、最も多いのは契約書であり、回答した委託元企業の96・5%で用いられていた。

IT業務委託契約に関する要求事項（責任範囲）をどんな契約内容文書に記載しているかを調査したところ、最も多いのは契約書であり、回答した委託元企業の96・5%で用いられていた。

委託元が文書で明確にしているセキュリティに係る要求事項



他方、2017年5月に民法が改正され「瑕疵担保責任」が「契約不適合責任」に変更された。これにより、契約時における契約内容の明確化が一層求められるようになる。そのため、組織では20年4月の改正民法の施行を見据えた、ひな形を含む契約関連文書の見直しが急務である。これを見直しの機会と考え、情報セキュリティに関する要求事項についても修正、追加の必要がないかを検討をされることが望ましいと考える。

（独立行政法人情報処理推進機構・江島将和）